

令和5年度鷹栖町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和5年4月1日制定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、鷹栖町（以下「町」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

町において調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち鷹栖町及び旭川市に所在し、かつ、町に対し物品等の調達が可能な施設等（以下「対象施設等」という。）とする。

次に掲げる施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

エ 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により必要な費用の助成を受けている施設）

- (2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する事業所）

イ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達法施行令（平成25年政令第22号）に規定する事業所）

- (3) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

町において調達を推進する物品等の品目例は、次のとおりとする。記載のないものであっても、対象施設等から調達可能な物品等であれば対象とする。

	種別	品目例
物品	事務用品	筆記具、事務用具、用紙、封筒等
	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、米、野菜、果物等
	小物雑貨	木工品、各種記念品、等
	その他	机・テーブル等上記以外の物品
役務	軽作業	印刷、シール貼り、クリーニング等
	清掃作業等	日常清掃業務等
	情報処理	データ入力作業等
	その他	加工作業、袋詰め作業等

6 調達の目標

令和5年度の調達目標は、次の通りとする。

優先調達目標額 21,000千円

(令和4年度実績（2月末現在） 19,988千円))

7 調達推進方法

(1) 庁内各課等での取組み

各課等では、障害者優先調達法の趣旨を理解し、物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

各課等が調達を円滑に進めることができるよう、健康福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課等に提供する。各課等は、その情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

(3) 調達発注における配慮

調達に当たっては、障害者就労施設等の事情を考慮し、履行期間及び発注量の設定に配慮する。

(4) 調達における契約

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約制度を活用し、物品等の調達に努める。

8 調達推進方針及び調達実績の公表

(1) 調達推進方針を制定したときは、町ホームページにより公表する。

(2) 調達実績については、会計年度の終了後調達実績をとりまとめ、町ホームページにより公表する。

9 調達推進方針に関する担当窓口

この調達推進方針に関する担当窓口は、健康福祉課地域福祉係とする。